

## 給付型奨学金の早期の創設と拡充、並びに、学費負担の軽減を求める意見書

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
文部科学大臣 松野 博一 殿  
各政党代表者各位  
関係者各位

全国青年司法書士協議会  
会長 梅垣 晃一  
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,800名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、すべての子供たち・青少年の教育を受ける機会の均等を実現し、貧困の連鎖を断ち切る立場から、奨学金制度の改善及び学費を含めた教育費負担の軽減に関し、国に対して以下のとおり意見を述べる。

### 第1 意見の趣旨

1. 給付型奨学金の早期の創設及び将来に向けた拡充を求める。
2. 学費を含めた教育費負担の軽減を求める。

### 第2 意見の理由

#### 1. 学費の高騰と給付型奨学金制度の欠如

平成26年度の文部科学省調査によれば、昭和50年当時の大学における初年度納付金が国立平均3万6,000円、私立平均18万2,677円であったのに対し、平成26年には国立平均53万5,800円、私立平均86万4,384円と高騰している。

他方で、学生を支える世帯収入の基礎となる親の平均賃金は下がっており（国税庁民間給与実態統計調査結果）、それゆえに、大学生等（大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程を含む）の2.6人に1人が独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の行っている貸与型の奨学金を利用しているという現状がある（平成28年3月機構発表資料より）。

本来、学生等への経済的支援は、教育を受ける権利を保障した憲法第26条及び教育基

本法第4条の保障する教育の機会均等を実現するために国の責務として行うべきものであるが、機構の奨学金の現状は、有利子奨学金の拡大、債権回収会社への督促や回収の委託、個人信用情報機関の利用などにより教育事業の本分から離れ、金融事業と化していると評されている。このように、現在の日本の高騰教育を取り巻く現状は、給付型奨学金が存在せず、かつ大学等授業料も高騰しているという、国際的にみても特異な状況に陥っている。

## 2. 機構の行う貸与型奨学金の問題点

機構の行う貸与型奨学金の借入れに際しては、貸与総額の約4%にもなる保証料を支払って機関保証の利用をしない限り、親や親族を連帯保証人・保証人として徴求されるのが原則である。また、その返済の期間も平均16年と長期にわたっている。それゆえに、我々司法書士が行っている法律相談の現場において、卒業後に返済が困難となり生活再建が必要な状況に陥ってしまった場合においても、親族保証人への影響を懸念する結果、債務の法的整理に踏み切れず、生活再建の阻害要因となる事例に多く面している。

また近時の雇用慣行、産業構造、労働市場の変化により、なお厳しい就職状況が続いている中で、貸与奨学金の返済のため、収入が安定しない非正規雇用やいわゆるブラック企業・ブラックバイトと表現される劣悪な労働環境での就労を選択するほかない労働者が多数生まれており、機構に対する返済が、過酷な労働環境を助長している一面もある。

以上、機構の奨学金の実態は、奨学金とは名ばかりの「学生ローン」であり、学びの機会を保障して、人生を支えるはずの奨学金であるべきはずのものが、逆に、経済的、精神的、肉体的に更に追い詰め、貧困の連鎖に拍車をかける深刻な状況となっている。

## 3. 給付型奨学金制度の早期の創設と拡充を

これらの実態を踏まえ、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「給付型奨学金」の創設の検討が盛り込まれ、平成28年8月2日閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得て実現することとされている。

ところが、現在、文部科学省において検討されている給付型奨学金の創設案については、財源の問題から、高校在学時の成績に厳しい要件を設けて対象者を限定するという報道がなされている。成績要件に関しては、平成26年に文部科学省が発表した「全国学力・学習状況調査」の分析結果の中で、親の世帯収入と子どもの成績の相関関係があるとされていることから、既に世帯収入が低い結果として高校の成績に悪影響が出ている場合に、奨学金の利用を阻む可能性がある。また、これら対象者の限定は同世代の機会の公平化という理念に反しており、給付型奨学金を利用できた者と、できなかった者間で社会的な分断を生む危険性ははらむものである。さらに、現在、政府が無利子奨学金の低所得世帯の子どもに係る成績要件を実質的に撤廃しようとしていることとも論理的に一貫性を欠いているともいえる。

それゆえに、給付型奨学金の創設にあたっては、創設当初の対象者を緊急性の高い生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童養護施設出身者等に限定することはやむを得ないとしても、あくまで段階的に対象者を拡大していくことを当然の前提として実施すべきである。

#### 4. 教育費負担の軽減を

奨学金の問題は、同時に、その根源たる学費を含めた教育費負担の軽減が図られなければならないのは当然であり、そうしなければ、真に学びを保障しているとは言えない。この点、日本は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）の批准にあたり、同規約第13条の「中等・高等教育の漸進的無償化」に係る適用の留保を行っていたが、その留保の撤回を平成24年に行っている。したがって、規約の求めている教育費負担の漸進的無償化を図り、すべての者に機会が均等に与えられるものとする視点が不可欠である。

よって、当協議会は意見書の趣旨記載のとおり意見する。

以上